

事 務 連 絡
令和 2 年 11 月 20 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

積極的疫学調査における優先度について

新型コロナウイルス感染症に対する積極的疫学調査については、これまでに「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和 2 年 3 月 1 日付け事務連絡）において、「積極的疫学調査による患者クラスターの把握については、地域の発生状況に応じて、厚生労働省や専門家等と相談の上、優先順位をつけて実施する」旨をお示しし、「患者数の増加を踏まえた積極的疫学調査の優先順位付け等について」（令和 2 年 4 月 20 日付け事務連絡）において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「特定警戒都道府県」等において想定される対応等をお示ししましたが、新型コロナウイルス感染症については、高齢者等が重症化しやすいこと、特定の環境要因（三密等）によって感染が拡大しやすいこと、発症は多くの場合曝露から 7 日以内に起こること等がこれまでに明らかになっていることを踏まえ、今般、地域の感染状況も踏まえより効果的な感染拡大防止につなげるため、積極的疫学調査を実施する際にまず取り組むべき優先度の高い状況等についてとりまとめました。貴職におかれては、これを踏まえた取組を推進していただきますよう、お願いいたします。

記

1. 接触者の探索のための調査（前向き調査）について

接触者の探索のための調査においては、調査対象期間^{*}における陽性者の行動歴を確認し、その中で接触のあった者について、濃厚接触者の可能性が

ある者として同定を行うが、行動歴については、まず

- ① 重症化リスクのある者が多数いる場所・集団との関連
- ② 地域の疫学情報等を踏まえ感染が生じやすいと考えられる（三密や大声を出す環境その他濃厚接触が生じやすい等）状況

があったかを確認し、詳細な行動歴の聞き取り及び接触者の特定はこれらに関連するものを優先して実施する。（①、②の順に優先する。）

※ 接触者の探索のための調査の対象期間は、陽性者の発症（無症状病原体保有者の場合は、陽性となった検体の採取）の2日前から、入院又は自宅療養若しくは宿泊療養の開始までとされている。

なお、陽性者が、感染が生じやすかつ不特定多数との接触がある状況と関連していた場合は、感染が生じた場合に地域へ拡大しやすいことに留意する。

また、①、②に該当しない状況を含め、陽性者の周囲の関係者が濃厚接触者に該当しない場合でも、必要に応じて検査を実施する。

2. 感染源の推定のための調査（後ろ向き調査）について

感染源の推定のための調査においては、調査対象期間における陽性者の行動歴を確認し、その中で患者や感染が疑われる者との接触歴、他の陽性者との共通の行動等を把握することで感染源を推定するが、行動歴については、まず

- ① 重症化リスクのある者が多数いる場所・集団との関連
- ② 地域の疫学情報等を踏まえ感染が生じやすいと考えられる（三密や大声を出す環境その他濃厚接触が生じやすい等）状況

があったかを確認し、詳細な行動歴の聞き取り及びそれに基づく感染源の推定はこれらに関連するものを優先して実施する。（①、②の順に優先。）

なお、陽性者への感染が、感染が生じやすかつ不特定多数との接触がある状況におけるものであった場合は、共通曝露源による他の感染者がいた場合に感染が地域に拡大しやすいことに留意する。

また、調査対象期間は、陽性者の発症（無症状病原体保有者の場合は陽性となった検体の採取）の前14日間としているが、陽性者の発症（無症状病

原体保有者の場合は陽性となった検体の採取)の前7日間における行動歴に関する調査を優先して実施する。